

～河川法第 25 条における公募伐採の試行～

「TAKUMI project」 募集要項

令和 6 年 1 月 11 日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長

1. 目的

地域と協力した江の川と高津川の河川管理の一環として、公募伐採はもちろんのこと、木材利用者と伐採能力者のマッチングを図り多くの協力を得ることで、河川内の木材資源の有効活用を促進することを目的としています。

2. 募集内容

- 1) 公募配布（配布木の持ち帰りのみ）
- 2) 公募伐採+持ち帰り（自ら伐採し、持ち帰る）
- 3) 公募伐採（伐採のみ行う）

3. 対象場所

HPに掲載し、随時更新します。

4. 伐採対象樹木

対象範囲内の樹木全てとします。

5. 現地状況

場所により、護岸・樋門等の河川管理施設が隣接している箇所があります。

斜面・根固等足場が不安定になるような箇所も含まれています。

6. 伐採条件

全ての箇所において、以下の条件及び別紙河川法許可申請に対する許可書の条件に従って実施してください。

(1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採者」という）の負担とします。伐採した樹木は持ち帰ることが出来ます。

なお、枝葉については伐採者が持ち帰り処分を行ってください。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占有者及び他の伐採者へ危害を

及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一危害を発生したときは伐採者が賠償責任を負うものとします。

(3) 公募期間

公募箇所がなくなるまでとし、公募箇所は随時更新します。

ただし、一度の応募で設定できる期間は年度末までとし、年度毎に応募してください。

(4) 伐採時期

1) 2. 2) 公募伐採+持ち帰り(自ら伐採し、持ち帰る)を希望する方は、出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合、その他の理由により河川管理者から指示があった場合を除き、伐採者により作業時期を定めていただけます。

2) 2. 3) 公募伐採(伐採のみ行う)を希望する方は、伐採木の管理等も踏まえ、以下のア)、イ)のいずれかにより、伐採時期を調整させていただきます。

ア) 伐採木を出張所が指定する場所まで運搬を行う場合は5.(4)1)による。

イ) 伐採木を出張所が指定する場所まで運搬を行えない場合は、公募配布の申込者と時期を調整させていただきます。

※伐採のみを希望する方の伐採時期は下記のどちらかで調整させていただきます。

(5) その他

- ・河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧していただきます。
- ・伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らないでください。
- ・伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理してください。

7. 応募資格

以下のいずれにも該当しない者であること

イ) 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者

ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者

ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

ニ) 直近1年間の税を滞納している者

ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

ヘ) その他事務所長が参加不相当と判断する者

8. 応募者多数の場合

応募の区間が被った場合、先の応募者を優先し、別の区間をご相談させていただきます。

9. 申し込み方法

別紙「応募用紙」に必要事項を記載し、下記へ提出してください（郵送、FAX、メール、持参可）。

応募受付場所：

中国地方整備局 浜田河川国道事務所 江の川下流出張所

郵便番号、住所 〒695-0001 島根県江津市渡津町 2011-2

電話 (0855)52-2926 FAX (0855)52-2961

メール gonokawa-shinsei@cgr.mlit.go.jp

中国地方整備局 浜田河川国道事務所 川本出張所

郵便番号、住所 〒696-0003 島根県邑智郡川本町大字因原 24

電話 (0855)72-0431 FAX (0855)72-2094

メール kawamoto-shinsei@cgr.mlit.go.jp

中国地方整備局 浜田河川国道事務所 高津川出張所

郵便番号、住所 〒698-0041 島根県益田市高津 1 丁目 6-1

電話 (0856)22-0533 FAX (0856)23-5844

メール takatsugawa-shinsei@cgr.mlit.go.jp

10. 安全対策等

- ・事故等が発生した場合、又は、第三者に損害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、最寄りの出張所へ報告してください。
- ・ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃を行い河川美化に努めてください。
- ・搬出時は道路交通法を守り、周辺に迷惑にならないように配慮してください。
- ・作業用器具は日々持ち帰り、現場に放置しない。
- ・作業時は、安全装備を着用し作業に適した服装で行う。
- ・天気予報等を確認し、注意報、警報が発令されたときは作業を中止する。
- ・熱中症対策、体調管理等は適切に行ってください。

11. 河川法第25条の申請について

樹木伐採を行うためには、応募後河川法第25条の申請が必要となります。

申請に必要な項目は以下の6項目。（申請用紙は事務所 HP 又は出張所よりお受け取りください。）

- 1 河川の名称 、 2 採取の目的 、 3 採取の場所及び採取に係る土地の面積 、
4 河川の産出物の種類及び数量 、 5 採取の方法 、 6 採取の期間

1 2. 公募配布を希望される方

公募配布を希望される方は応募様式の 1. 3. 4. 6. 7. を記入し最寄りの出張所へ提出してください。

1 3. 着手届・完了届

現場に最初に着手する時に着手届、現場作業を完了する際には完了届を該当の出張所へ提出し出張所長による検査を受けてください。

(ひな形は事務所 HP 又は出張所よりお受け取りください。)

1 4. その他

- ・応募者はやむを得ない事由が発生した場合はいつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・巡視時に指導の必要があると判断した場合は指導をする場合があります。
- ・採取は許可受け者の責任において行い、採取中の事故、第三者への加害に対する損害賠償などは許可受け者の責任で行ってください。
- ・第三者や河川管理施設などに損害を与えた場合は速やかに通報してください。
- ・河川管理施設に損害を与えた場合は原因者に復旧を求めると共に費用負担を求めることがあります。
- ・採取期間の途中であっても採取を中止または延期する場合があります

※この取り組みは「河川法第 2 5 条を適用した官民連携による公募型竹木等採取試行ガイドライン」に基づき行うものです。